

下水道管路施設の包括的維持管理業務導入に向けた  
第4回 個別ヒアリングのまとめ

令和8年6月

福井市上下水道局 事業部 下水管路課

令和8年5月に実施方針(案)(令和8年5月公表分)を公表し、アンケートや個別ヒアリングを通して民間事業者の皆様からの質問等の受付を行いました。本資料は、いただいたご質問等について、本市の回答をとりまとめたものです。なお、回答は現時点における考え方を示すものであり、今後の検討や入札公告時の資料により内容が変更となる場合があります。

## 1. 質問の受付及び個別ヒアリングの概要

質問の受付期間：令和8年5月1日(金)から令和8年5月15日(金)

個別ヒアリング実施期間:令和8年5月13日(水)から令和8年5月20日(水)

参加者数：4事業者

## 2. 第3回個別ヒアリングのまとめに対する質問等及び回答

番号	質問等	回答
2-1	P.2 番号9 巡視工の3名は3名の1班と理解しますが、班は複数班(2又は3)必要でしょうか。	1班を想定しています。提案として複数班体制での実施は可能です。

## 3. 実施方針(案)(令和8年5月公表分)に対する質問等及び回答

番号	質問等	回答
3-1	P.2 1.8 概算事業費 各業務の内訳を教えてください。	本資料と併せて公表した実施方針(案)(令和8年6月公表分)に統括管理業務、計画的維持管理業務、日常的維持管理業務の内訳を掲載していますので、そちらをご確認ください。
3-2	P.6 (2) 参加する者の要件② 「公共機関」とは、どこまでを指すのでしょうか。	本市だけでなく、国や都道府県、他の市町村を指しています。
3-3	P.6 (2) 参加する者の要件② 実績を問う各業務・各工事5項目で、各々の実績を有する者は必要でしょうか。	各工事及び各業務について、それぞれ1件以上の実績を有する者が必要です。
3-4	P.6 (2) 参加する者の要件② 実績の金額や施工延長等の縛りはないのでしょうか。	契約書の写しやコリンズ及びテクリスで確認が可能な実績を予定しています。詳細は入札公告時に提示する予定です。

番号	質問等	回答
3-5	<p>P.6 (2) 参加する者の要件② 実績はなぜ5年となるのでしょうか。</p>	<p>本市発注工事の総合評価方式実績要件に 合わせ、過去 15 年に修正しました。 技術評価の対象となる「工事及び業務実績」 についても、過去 15 年の実績を対象としま すが、「維 6 号及び維 8 号の業務実績」に ついては、過去 5 年の実績を対象とします。</p>
3-6	<p>P.9 3.1.1 基本協定及び契約の締結 仮に今回の業務を共同企業体(JV)で受注 をしたとします。 (例)共同企業体(構成員:統括管理の A 社・計画業務の B 社・日常業務の C 社)の 場合、 基本協定 貴市⇔共同企業体で締結 統括管理業務委託契約 貴市⇔A 社で締 結 計画的維持管理業務委託契約 貴市⇔B 社で締結 日常的維持管理業務委託契約 貴市⇔C 社で締結 上記のような契約状態になるのでしょうか。</p>	<p>共同企業体(JV)が受注した場合、基本協定 及び各業務の委託契約ともに、本市と共同 企業体の間で締結する予定です。</p>
3-7	<p>P.9 3.1.1 基本協定及び契約の締結 上記の質問で記載した契約状態になった場 合、共同企業体の構成員である A 社・B 社・C 社は貴市と直接契約を締結する事に なると思いますが委託金額の支払いは以下 のどちらになりますか。 ・貴市→共同企業体→A 社・B 社・C 社 ・貴市→A 社・B 社・C 社</p>	<p>共同企業体が受注した場合、本市と共同企 業体の間で各業務の契約を締結すること になります。この場合、本市は共同企業体に支 払いを行います。</p>
3-8	<p>P.9 3.1.4 契約保証 東日本建設業保証株式会社の契約保証で 対応可能でしょうか。</p>	<p>調整中のため、最終的な内容は入札公告時 の入札説明書等にてご確認ください。</p>

#### 4. 別紙2 仕様書(案)(抜粋)に対する質問等及び回答

番号	質問等	回答
4-1	<p>P.18 3.6. モニタリング</p> <p>本業務ではセルフモニタリングが義務付けられています。4.2.2. の統括マネジメント工に記載がありますがセルフモニタリングは統括管理業務の中で行うという認識で良いでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
4-2	<p>P.22 4.2.3 管路台帳管理工</p> <p>主な作業内容の中に「下水道台帳データの作成」があり「新たに整備された管路施設の管路図の作成」等の記載があります。他市であればこの業務は下水道台帳を納品もしくは作成できる企業が「下水道台帳更新業務」という形で行っている事例が多いかと思えます。「管路台帳管理業務」は再委託が不可となっているため下水道台帳が作成できる企業でないと統括管理業務ができないのではと思います。それともここでいう「下水道台帳データの作成」は既に貴市の職員が対応していて引継ぎ期間の中で業務の内容を引き継げれば下水道台帳を作成する企業でなくても対応できるものなのでしょうか。</p>	<p>現在は職員が行っているため、業務の引継ぎを行うことで、特定の企業でなくとも業務が実施できると考えています。</p>
4-3	<p>P.26 4.4.2 住民対応業務</p> <p>住民からの問い合わせ窓口を設置する必要があると思うのですがそれなりの設備投資や人材確保が必要になってくるかと思えます。その部分の費用は見積徴収等で現在見込まれています概算事業費に含まれているという解釈で良いですか。</p>	<p>住民からの問い合わせ窓口として、電話番号及びメールアドレス等の問い合わせ先の公開を想定しています。これに係る費用は概算事業費に含んでいます。</p>
4-4	<p>P.28 4.4.7 清掃工</p> <p>サイフォン部について、積算のため、可能であれば位置を提示してほしい。</p>	<p>本資料と併せて公表した実施方針(案)(令和8年6月公表分)に掲載していますので、そちらをご確認ください。</p>

番号	質問等	回答
4-5	<p>P.31 別表1 概算数量</p> <p>計画的維持管理業務については大きな変動が生じる事は少ないかと思いますが日常的維持管理業務に関しては住民対応・緊急対応が大部分を占めるため変動が大きくなるかと思われます。業務を行った数量に対して出来高精算等になるかと思われますが仮に概算事業費を超えてしまう事が予測された場合は設計変更もしくは本業務とは別の形で契約する形になるのでしょうか。</p>	<p>本市との協議によります。</p>
4-6	<p>P.31 別表1 概算数量</p> <p>管路診断業務委託の設計額について</p> <p>①どのような考え方(延長による算出、管径による補正、対象面積による算出)で算出しているのか。</p> <p>②1年分ずつ範囲が決まっているのか。</p> <p>③管径、延長、範囲が分かる資料を提示していただけるのでしょうか。</p>	<p>①設計額は、下水道用設計標準歩掛表を基に積算し算出します。</p> <p>②③福井市下水道ストックマネジメント計画に基づき実施しているため、1年ごとの数量(管径を含む)や対象範囲については、入札公告時に提示する予定です。</p>

番号	質問等	回答
4-7	<p>P.31 別表1 概算数量 改築詳細設計業務について</p> <p>①管径(小口径、中大口径)による補正はしているのか。</p> <p>②耐震計算を必要とするのか、必要とする場合 L1、L2 の判断基準はどうなるのか。</p> <p>③1年毎の算出で2年分を算出しているのか。</p> <p>④地区ごとに算出しているのか。(1ヵ年づつ範囲をまとめているのか)</p> <p>⑤管径ごとの延長を提示していただけるのか。</p> <p>⑥布設替え及び管更生共に、報告書及び構造計算書作成は必要とするのか。</p> <p>⑦改築は、布設替え及び管更生を対象としているが、推進となる場合の対応は市が別途発注とするのか。</p> <p>⑧土質調査は、市からの別途発注となるのか。</p>	<p>①下水道用設計標準歩掛表を基づき積算を行います。</p> <p>②「下水道施設の耐震対策指針と解説-2025年版-」に基づき、耐震計算を実施する必要があります。L1,L2 の判断についても、同書籍に基づきます。</p> <p>③④管路診断業務で改築が必要と診断された路線を対象に、診断業務を実施した翌年度に、改築詳細設計業務を実施する予定です。(令和8年度診断→令和9年度詳細設計、令和9年度診断→令和10年度詳細設計)そのため、数量は本市の過年度の管路診断業務の実績等を参考に、1年毎の数量を想定し、合計した数量を2年分の数量としています。</p> <p>⑤積算に必要な区分ごとの延長は、入札公告時に提示する予定です。</p> <p>⑥いずれも、報告書及び構造計算書の作成は必要です。</p> <p>⑦推進工法が必要な場合は、市から別途発注する予定です。</p> <p>⑧土質調査が必要な場合は、市から別途発注する予定です。</p>